

監事監査報告書

地方独立行政法人市立吹田市民病院

理事長 北川 一夫 様

私たち監事は、地方独立行政法人法第13条第4項に基づき、地方独立行政法人市立吹田市民病院の令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び会計について、監査を実施しました。

その結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

地方独立行政法人市立吹田市民病院監事監査規程に基づき、理事会に出席するほか、理事等から業務運営の報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また会計監査については、会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を行いました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 業務の執行及び法人の役員の職務の執行は、法令及び中期計画、年度計画に沿って適正に行われているものと認めます。
- (3) 地方独立行政法人法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書等の書類は、適正に作成されているものと認めます。
- (4) 貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政コスト計算書及び附属明細書は、当法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況を適正に示しているものと認めます。
- (5) 損失の処理に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認めます。
- (6) 事業報告書は、法令及び諸規則に従い、業務の実施状況を正しく示しているものと認めます。
- (7) 決算報告書は、予算の区分に従い決算の状況を正しく示しているものと認めます。

令和6年6月21日

地方独立行政法人 市立吹田市民病院

監事

児玉 憲夫

監事

吉永 徳好